

## 業務及び財産の状況に関する説明書類

第4期 令和6年7月1日から令和7年6月30日まで

令和7年8月27日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 城南監査法人

所在地 東京都渋谷区恵比寿南二丁目1番9号

朝井ビル3階

代表者 理事長・代表社員 山野井 俊明

### 一. 業務の概況

#### 1. 監査法人の目的及び沿革[1]

##### （1）監査法人の目的

- ・財務書類（電磁的記録を含む）の監査又は証明の業務
- ・財務書類（電磁的記録を含む）の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務
- ・公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

##### （2）監査法人の沿革

令和3年7月12日 東京都渋谷区に事務所設立

#### 2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別[2]

無限責任監査法人

#### 3. 業務の内容

##### （1）業務概要[3]

監査業務（法定監査・任意監査）

非監査業務（アドバイザリー業務等）

詳細は（3）、（4）に記載の通りであります。

##### （2）新たに開始した業務その他の重要な事項[4]

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況[5]

※令和7年6月30日現在  
(会計年度末日)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	11	10
②金商法監査	—	—
③会社法監査	4	—
④学校法人監査	1	—
⑤労働組合監査	—	—
⑥その他の法定監査	1	—
⑦その他の任意監査	8	—
計	25	10

(4) 非監査証明業務の状況[6]

区分	対象会社等数
大会社等	—
その他の会社等	1
その他	—

#### 4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置[7]

① 経営の基本方針

当法人は、(1) 会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を全うすること、(2) メンバーによる自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に發揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させることを経営理念としております。

## ② 経営管理に関する措置

当法人の最高意思決定機関は全社員から構成される社員会であり、原則月1回開催される社員会において経営管理を含む当法人の重要事項について意思決定を行い、社員会で選任された理事長が当該社員会の意思決定に基づき業務執行を行う体制となっております。

当法人は社員8名と小規模であり、現状の規模に鑑み、経営機関を分離独立することなく社員会をベースにした経営を行っており、各社員が主体的意識をもって当法人の経営管理に関与する形態をとっております。

このような小規模な組織形態・経営形態であるため、当法人では社員間の情報共有が密であるという特性があり、社員会における各社員からの担当業務に関する報告を含め、各社員間の密接な情報連携を通じた相互牽制がガバナンスのベースとなっております。

## ③ 法令遵守に関する措置

当法人は公認会計士法等の諸法令及び「倫理規則」（日本公認会計士協会）において公認会計士に求められる、誠実性、客觀性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の各原則を柱とする職業倫理を遵守するため、これらを反映させた品質管理規程を整備し、運用しております。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

### ① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況[8]

当法人は、品質管理を行う専任の部門の設置ではなく、品質管理に主として従事する公認会計士（専担者）の選任し品質管理活動を行っております。

当該専担者が行う品質管理活動については、以下の要件を定めております。

(a) 上場会社等の監査を公正かつ的確に行う業務の品質の管理を行う体制を整備するために、必要と考えられる品質管理業務の内容及びそれに要する時間を見積もること

(b) 当該品質管理活動のために必要な知識・経験・能力を有する人員（質）及び必要時間（量）に足る人的資源を確保すること

(c) 上記(a) (b)の前提を充足したうえで品質管理活動を実施することを要件としております。

### ② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況[9]

当法人は小規模であるため専担者が個別監査業務を兼務している状況にあります。これは専担者の選任時点において、当該専担者は以前から個別監査業務にも従事しており突然に個別監査業務から離脱すると監査現場の混乱等が発生することが予想されること等の理由によるものです。

この点について、当法人では専担者が上記①(a) (b) (c)の要件を充足して十分な品質管理活動を行うことを担保するために、以下の措置を講じております。

(ア) 必要と考えられる品質管理業務の内容を個別具体的に列挙し、それに要する時間を見積り年間計画を立案する。

(イ) 每期基準日を設け、品質管理業務に係る実績時間を集計し、計画と実績の差異の把握及びその差異分析を行い、問題がある場合には是正措置を講じる。

(ウ) 上記 (ア) (イ) については社員全員の承認を得るものとする。

### (3) 業務の品質の管理の状況等の評価[10]

① 基準日（会計年度中の一定の日）[11]

令和7年6月30日

② 業務の品質の管理の目的[12]

当法人では、① 監査事務所及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること、② 監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行することについての合理的な保証を提供するため、リスク・アプローチに基づく品質管理システムを整備し運用しております。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置[13]

#### ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当法人では、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」、監査基準報告書220「監査業務における品質管理」、「倫理規則」等に準拠した品質管理規程（細則を含む）を定め、これに準拠して監査業務を含む法人運営を行っております。

職業倫理の遵守及び独立性の確保については、「職業倫理及び独立性に関する規則」等の品質管理規程を設け、倫理規則実務ガイドライン第3号「監査人の独立性チェックリスト」を用いて、監査法人、専門要員（社員及び監査補助者）、事務職員を対象として独立性の確保を含む職業倫理への遵守状況をチェックしております。

また職業倫理に係る研修を法人必修研修としており、職業倫理の向上に努めております。

#### イ. 業務に係る契約の締結及び更新

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するため、被監査会社のリスク評価を行うとともに、当該監査業務に適した能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況、被監査会社との独立性、被監査会社の財務状況及び経営成績、経営者及びガバナンスの状況、内部統制、資金調達、ビジネス上の課題、報酬等の監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を考慮し、当法人の品質管理規程に基づく承認手続を経て、監査契約の新規の締結及び更新の可否を判断しております。

#### ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

当法人は、業務を担当する社員その他の者（以下「担当者」と言う。）の選任にあたり、人事考課を通じて担当者の適性・能力を評価し、その評価結果と担当業務のリスク等を勘案し、質的なマッチングが図られるか否か、また当該担当者の総作業予定時間と年間稼働可能時間数を比較し、業務量に係る量的マッチングが図られるか否かを検討し、担当者を選任する方針及び手続を設けております。

#### エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

##### （ア）社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬の決定は、当法人の監査品質向上に向けた貢献、法人全体としての組織的一体性を確保するための組織風土の醸成に関する貢献、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を発揮するための自己研鑽やその知見の当法人へのフィードバックによる貢献等を総合的に勘案して決定する方針です。

##### （イ）社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当法人では、「当法人が求める人材像」を定義し、これをベースに社員を含む監査業務従事者の教育・訓練の方針を定め、当該方針に基づき、年間研修計画を策定し、法人主催研修会を中心に研修を行っております。

当法人では、種々の監査資源の中でも人的資源が特に重要な資源であると認識しており、その能力開発を支援すべく資格取得奨励金制度、研修参加奨励金制度等の制度を設定しています。

## オ. 業務の実施及びその審査

### (ア) 専門的な見解の問合せ

監査業務において、専門性が高く判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項が発生した場合には、適格性を有する法律専門家、IT専門家等に適時に問合せを行うための方針及び手続を設けております。

### (イ) 監査上の判断の相違の解決

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間で監査上の判断の相違が発生した場合には、これを解決するための方針及び手続を設けております。

### (ウ) 監査証明業務に係る審査

当法人では、コンカーリング・レビュー・パートナー方式による審査制度を採用しております。監査報告書を交付する全ての監査業務（内部統制監査を含む）について、当法人が定めた「審査規則」に準拠し、被監査対象会社から独立したレビュー・パートナーが監査計画の立案、監査実施者が行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価し、審査を実施しております。

また、一定の重要事項等については、レビュー・パートナーによる審査に加え、全社員による審査の実施を義務付けております。

なお当該レビュー・パートナー（審査担当社員）の選任は、その適性や能力を検討したうえで社員全員の同意をもって選任しております。

### (エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況[14]

当法人では従来、紙面により監査調書を作成していましたが、監査調書の管理をより強固なものにするために電子調書の導入準備を進めております。なお電子調書化後も残存する過年度の紙面監査調書等については監査チームのアクセスを制限・管理する方針及び手続を設けております。

監査調書については、監査調書に関し、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保するための方針及び手続を設けております。

#### カ. 業務に関する情報の収集及び伝達[15]

当法人では、業務に関する情報の収集及び伝達について、以下の措置を講じております。

①情報と伝達に関する品質目標を設定し、これを阻害するリスクを識別・評価し、これに対する対応策の策定と運用を行っております（リスク・アプローチ手法の導入）。

②当法人の内外から情報を適切に収集し、活用するための方針又は手続を設けております。具体的には内部通報経路を設定し、また外部からの通報等を受け付けるための情報提供ホットラインを当法人のホームページ内に設置しております。

③監査役等との品質管理システムに関する協議については、監査基準報告書 260 「監査役等とのコミュニケーション」に基づき監査役等とのコミュニケーションを適時・適切に実施し、その中で品質管理システムに関する協議・意見交換を行っております。

④監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報の提供については、本説明書類の開示及び年次報告書の当法人ホームページ上の開示（2025年12月に初回開示予定）の方針及び手続を設けております。

#### キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人では、前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ（以下「引継ぎ業務」という。）に関して、これら引継ぎ業務に係る規則を設け、品質管理基準委員会報告書第1号及び監査基準報告書900「監査人の交代」に準拠して適切に引継ぎ業務が行われること、引継ぎ業務の場面で十分かつ適切な情報伝達が行われることを担保するための方針及び手続を設けております。

#### ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化[16]

当法人は、適切な品質管理規程を定めるとともに、当該品質管理規程に基づく品質管理のシステムの適切な整備及び運用（モニタリング及び改善プロセスの運用を含む）については品質管理担当責任者がその責任を負うとともに、理事長が品質管理のシステムに関する最終的な責任を負うこととしています。

理事長及び品質管理担当責任者は社員会において選任されます。

#### ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人では、上記アからクまでに掲げる事項及びそれ以外の事項も含めリスク・アプローチに基づく品質管理システムを整備し運用しております。

当法人の品質管理システムの評価プロセスは以下の要素で構成されています。

- ①品質管理システムの構成要素に応じた品質目標の設定
- ②品質リスクの識別と評価
- ③品質リスクへの対応策の策定（対応のデザイン）
- ④実際の業務への適用状況の把握（運用評価）と不備の検出
- ⑤不備の影響評価
- ⑥不備に対する是正措置の検討
- ⑦品質管理システム最高責任者（理事長）による総括

コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人では、当法人の品質管理のシステムに関する方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、当法人の品質管理規程に基づき、品質管理のシステムに関するモニタリング活動を行っております。

モニタリング活動は、具体的には日常的モニタリング活動と定期的モニタリング活動の組合せにより構成されます。

日常的モニタリング活動は、上記ケ.に記載した①～⑥の品質管理システムの評価プロセスを対象にして行われるモニタリング活動であり、原則として当法人の事業年度末日（6月末日）を評価基準日として当該日以前の1年間を評価対象期間としてモニタリングを行います。

定期的モニタリング活動は、個別監査業務を対象に行われるモニタリング活動であり、サンプルで抽出された監査クライアントに係る監査業務が適切に行われているかを検討するものです。

いずれのモニタリング活動も、その実施者の選任にあたってはその適性や能力、時間的余裕等を勘案し適格性を有する者を選任しております。

これらモニタリング活動を行った結果、不備が検出された場合には、その不備が発生した根本原因を調査・分析し、是正措置を講じるための方針及び手続を設けております。

2025年6月期に係るモニタリング活動の結果も踏まえ、当法人の品質管理システムを評価した結果（評価基準日は2025年6月末日）、当法人の品質管理システムはその目的（上記(3)②参照）が達成されているという合理的な保証を当法人に提供しているという結論に至っております。

- ④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由[17]

上記③で記載のとおり、当法人の品質管理システムを評価した結果（評価基準日は2025年6月末日）、当法人の品質管理システムはその目的（上記③②参照）が達成されているという合理的な保証を当法人に提供しているという結論に至っております。

- ⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当事項はありません。

- (4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置[18]

当法人の社員はすべて公認会計士であるため、該当事項はありません。

- (5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2第1項（品質管理レビュー））を受けた年月[19]

令和5年1月

- (6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

[20]

理事長（代表社員）の山野井俊明は、当法人における業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しております。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項[21]

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項[22]

該当事項はありません。

二. 社員の概況[23]

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
8人	一人	8人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

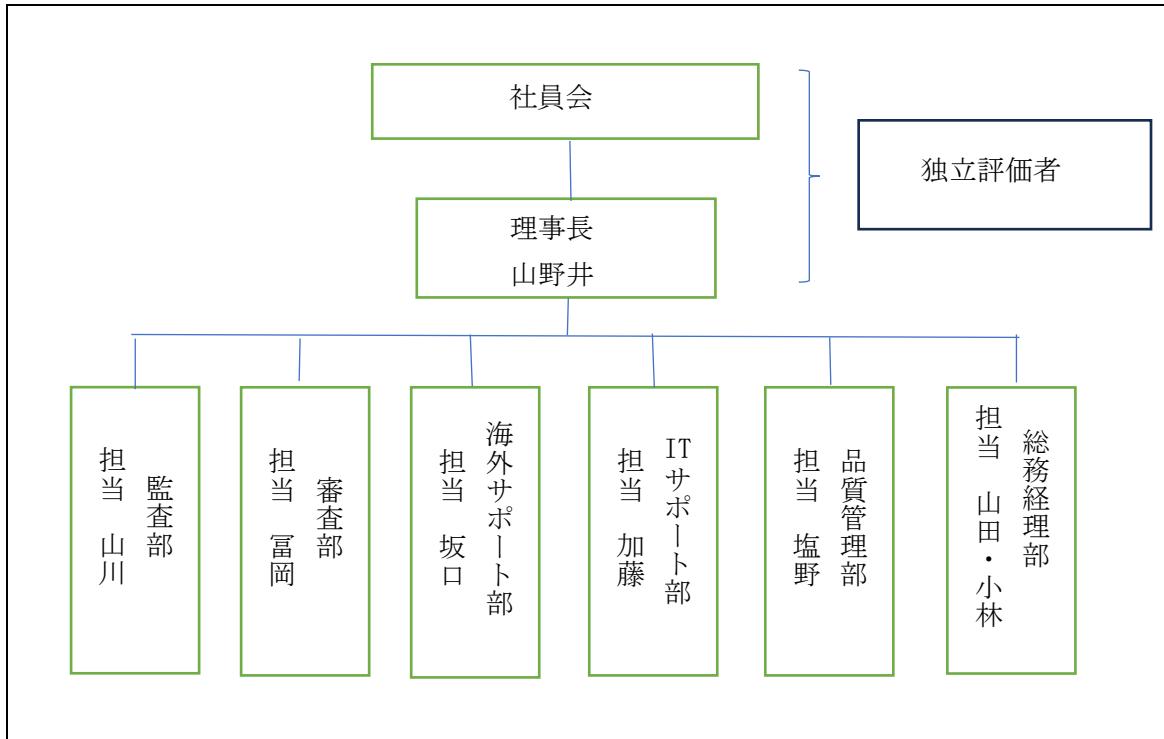
合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	重要な事項に関する意思決定を行うため	8人	一人	8人

三. 事務所の概況[24]

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数		
		社員		公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	
(主) 城南監査法人	東京都渋谷区恵比寿南 2-1-9 朝井ビル 3階	8人	一人	8人
(従)				0人 (18)

(注) ( ) は非常勤職員で外数であります。

#### 四. 監査法人の組織の概要[25]



当法人は、経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するために、監督・評価を行う「機関」を設定するのではなく、独立性を有する第三者（以下「独立評価者」という。）を選任する方法を採用しています。

これは、当法人は小規模であり分離された経営機関を必要とするほどの経営の複雑性や高度な専門性は無いこと、それゆえに社員会が経営機能の中心にあるガバナンス態様であること等を勘案したためです。

独立評価者の選任にあたっては企業や他の監査法人における組織的な運営の経験、資本市場の参加者としての視点、監査の知見、当法人との間に経済的利害関係がないこと等を総合的に勘案し、人選を行っております。

## 五. 財産の概況

### 1. 売上高の総額[26]

(単位：円)

	第3期 令和5年7月1日～ 令和6年6月30日	第4期 令和6年7月1日～ 令和7年6月30日
売上高 監査証明業務 非監査証明業務	202, 520, 000 5, 505, 000	258, 858, 334 2, 940, 000
合 計	208, 025, 000	261, 798, 334

### 2. 直近の二会計年度の計算書類[27]

当法人は無限責任監査法人であるため添付義務がありません。

### 3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書[28]

当法人は無限責任監査法人であるため添付義務がありません。

## 六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称[31]

(株)明豊エンタープライズ

(株)トライアイズ

(株)ランド

(株)レイ

日本通信(株)

(株)バナーズ

明治機械(株)

協立情報通信(株)

(株)高見澤

三光産業(株)